

4 ご利用にあたり必要となる費用

お客様が必要とされる工業用水を受水していただくためには、次のような費用の負担が必要となります。



量水器設置負担金

- お客様の事業所内の受水施設のうち量水器の設置については、県が施行しますが、設置費用はお客様の負担となります。
- なお、量水器は県の所有になり、県が維持管理を行います。

施設の建設費用

● 工業用水の場合

本県工業用水道事業においては、給水するために必要となる施設の建設資金を料金で回収することを原則としています。

しかしながら、長距離の配水管の建設が必要な場合など、この建設費用が料金で回収できないことがあります。料金で回収できない建設費用は、**協力金**としてお客様に負担していただきます。

協力金は、申し込みいただいた地域の、浄水場の設備や配水管の幹線等の建設費用が料金で回収できない場合に負担していただく**地域協力金**と、分岐管建設費用が料金で回収できない場合に負担していただく**分岐管協力金**の二種類があります。

● 雜用水の場合

地域協力金のご負担は工業用水と同様ですが、雑用水は工業用水道事業法上の供給対象ではなく暫定供給扱いとなるため、分岐管建設費用については、費用の全額をお客様に負担していただきます。

お客様にご負担いただく費用は、受水事業所の所在地、受水量、業種等により大きく変わりますので、所管水道事務所の窓口までお気軽にお問い合わせください。

連絡先は裏表紙をご覧ください。

